

平成24年度

予算編成方針

倉敷市企画財政局企画財政部財政課

財 第 98 号
平成23年10月17日

各局・部長様
(主管課経由)

企画財政局長 堀尾淳治

平成24年度予算編成方針について（通達）

1 経済及び国の動向

日本経済の基調判断について、内閣府が発表した9月の月例経済報告では、先月に引き続き「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの持ち直している。」と、判断を据え置く一方、先行きについては、「サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。ただし、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、回復力の弱まっている海外景気が下振れた場合や為替レート・株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。」と、懸念を表明しています。

こうした中、国においては、「震災」、「世界的な金融経済危機」、そして「財政」といった現下の諸課題の解決に向けた取り組みを両立させるため、平成24年度から平成26年度を対象とした「中期財政フレーム」を策定し、平成24年度の概算要求にあたっては、この「フレーム」を前提に、無駄づかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を必要性の高い政策に重点配分するといった、省庁を超えた大胆な予算の組み替えを行うことを基本とするとしています。

また、先般示された平成24年度の各省庁からの概算要求総額は、震災復旧・復興予算3.5兆円を含め、過去最大の99兆円となるなど、今後、政策優先順位の見極めと財源の確保が大きな課題となっています。

2 本市の財政見通しと予算編成の方針

本市の財政見通しについては、本年9月に公表した中期財政試算では、各年度の收支について、平成24年度では約11億円、平成25年度では約4億円の不足が見込まれています。

また、本市財政は、歳入面では、景気の変動による企業業績の影響を受けやすい税収構造へ

の対応、歳出面では、景気低迷に伴う生活保護費の増加や少子・高齢化社会の進展による社会保障関係経費の増加、及び公共施設の老朽化に伴う修繕や更新経費の増加への対応が課題となつております。こうした課題に対応するための今後の取り組みとして、「行財政改革プラン2011」の着実な推進と、企業誘致の推進、市内産業の振興、地産地消、新事業・新技术への支援などを通じて、地域経済の活性化や雇用創出による税源の涵養を促進することにより自主財源の充実強化を図っていくこととしております。

なお、国庫補助の一括交付金（「地域自主戦略交付金」）化について、昨年度の都道府県に引き続き、平成24年度からは市町村に対する補助金についても実施が検討されていることに加えて、被災地の復旧・復興に財源が重点配分されることが予想されるなど、本市の財政運営への影響が懸念されます。

各部署におきましては、国・県等の情報の的確な把握に努めるとともに、限られた財源の中で、「無駄を省く」こと、「投資対効果を考える」ことを念頭に、市民サービスを効果的に行うため、事務事業の選別化・重点化に積極的に取り組み、より一層の効果的・効率的な行財政運営を目指すことを求めます。

(1) 平成24年度当初予算編成の主な変更点

- 平成24年度初頭に市長選挙が予定されており、骨格編成となる見込みであるが、予算要求に当たっては、年間を通じて予想される全ての歳入、歳出を要求すること。
- 平成23年度に設けた「重点事業経費」の要求区分は、骨格予算とする見込であるため、今回は設けないこととし、「部局事業経費」の区分で要求することとしていること。
- 維持補修経費について、新たに長期修繕計画枠を設け、平成24年度に優先的に行う修繕を選定し、計画的かつ効率的に施設の維持補修を進めることとしていること。

(2) 要求について

- ① 義務的必要経費（別表に定めるもの）
 - ・予算編成要領に基づいて適切な要求を行うこと。
- ② 単独公共事業・維持補修経費（農林水産業費、土木費、教育費のシーリング対象事業、施設の維持補修経費のうち別途指定するもの）
 - ・シーリング対象事業、維持補修経費ごとに、財政課が提示する額を上限として要求を行うこと。ただし、維持補修経費のうち、長期修繕計画枠として平成24年度に優先的に行う修繕については、別途長期修繕計画室が提示する箇所毎の額を上限として要求すること。

③ 部局事業経費

- ・平成23年度当初に引き続き、ゼロベースからの事業費査定を行う。
- ・効率的な予算編成を行うため、過去の実績等に基づき過大な要求とならないよう各部局で十分精査のうえ、要求を行うこと。
- ・平成23年度の重点事業経費に選定された事業（平成24年度に義務的必要経費に移行するものを除く）、及び経済雇用対策や防災対策など重点事業経費に相当する政策的判断を要する経費はこの区分で要求すること。

(3) 予算要求書の提出期限

義務的必要経費	平成23年11月 7日
単独公共事業・維持補修経費	平成23年11月 7日
部局事業経費	平成23年11月24日

3 予算編成の基本的事項

(総括的事項)

(1) 平成24年度初頭に市長選挙が予定されており、来年度の当初予算は骨格編成となる見込みであるが、予算要求に当たっては、年間を通じて予想される全ての歳入、歳出を要求すること。

(事務事業評価)

(2) 今年度実施する事務事業評価の対象事業については、検証結果を踏まえて、予算編成過程の中で反映させることとする。

(総合計画)

(3) 事業計画にあたっては、「倉敷市第六次総合計画基本構想」を基本として、事業の優先度、重要性、効果などを十分に検討すること。

(財源の確保)

(4) 歳入の確保がはじめて歳出が可能となることを再認識し、積極的に財源の確保を図ること。特に、各種収入の未収金については、目標額の設定や整理計画、債権管理条例に基づく滞納処分など、あらゆる手段を講じて収納率の向上に努めること。また、使用料や手数料については、住民負担の公平性や受益者負担の原則を基本に、その見直しについて検討すること。さらに、広告収入の拡大など、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこと。

(国・県補助)

(5) 国・県補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正等を十分に見極めながら、有効かつ適正な活用を図ること。ただし、補助事業といえども安易に対応することなく、その必要性・事業効果・超過負担の状況等を十分に検討すること。また、補助金の廃止や縮

小が行われた場合は、原則として事業そのものも合わせて廃止、縮小すること。

特に、国庫補助については、平成24年度から一括交付金化が検討されており、関係部署においては国の動向を注視すること。

(市債)

(6) 市債については、抑制を基本とするが、地方交付税措置等財政支援が講じられるものについては、有効な活用を図ること。

(義務的必要経費)

(7) 義務的必要経費については、別表に掲げる経費とする。

(単独公共事業・維持補修経費)

(8) 単独公共事業・維持補修経費については、次に掲げる事業・経費とし、要求の上限を設ける。

(ア) 単独公共事業

- ・農林水産業費（農業施設新設改良費）
- ・土木費（道路新設改良費、橋りょう費、河川新設改良費、街路事業費、公園整備費）
- ・教育費（学校全校・園対象事業費）

のうちシーリング対象事業については財政課が別途提示する額を上限とする。

(イ) 維持補修経費

・清掃施設、農業施設、公園、道路・橋りょう、公営住宅、及び教育委員会の所管する学校・園にかかる維持補修費については、財政課が別途提示する額を上限とする。

施設の延命化によるライフサイクルコスト縮減や、安全性確保等の観点から、各施設の状況に応じ適切な維持補修を行うこと。

- ・長期修繕計画枠

長期修繕計画室が対象とする修繕については、長期修繕計画室において、各部局から事前に提出された修繕要望一覧表の中から平成24年度に優先的に行う修繕を選定し、箇所毎に要求の上限額を提示する。

(部局事業経費)

(9) 部局事業経費については、単独公共事業・維持補修経費及び義務的必要経費以外の経費とし、平成22年度の決算内容の分析を行い、真に必要最小限の経費を各部局内で精査のうえ、要求すること。

また、事業費の算定にあたっては、充当財源がある場合は必ず見込むこと。

なお、平成23年度の重点事業経費に選定された事業（平成24年度に義務的必要経費に移行する経費を除く）、及び経済雇用対策や防災対策など重点事業経費に相当する政策的な判断を要する経費についてはこの区分で要求すること。

(支所の予算要求)

(10) 支所機能の充実を図るため、児島、玉島並びに水島支所の総務課、産業課、建設課等の予算要求については、要求をする場合には、支所内で調整を行うとともに、要求事業名を事前に財政課へ連絡し、所管の本庁各部局の長とも十分協議、調整を行うこと。

(補助金等)

(11) 補助金については、実績報告書などに基づき成果を検証し、個々の補助金の必要性、効果、緊急性などの検討を行い、社会・経済情勢の変化により実情にそぐわなくなったものなどについては、積極的に見直しを行うこと。

(行財政改革)

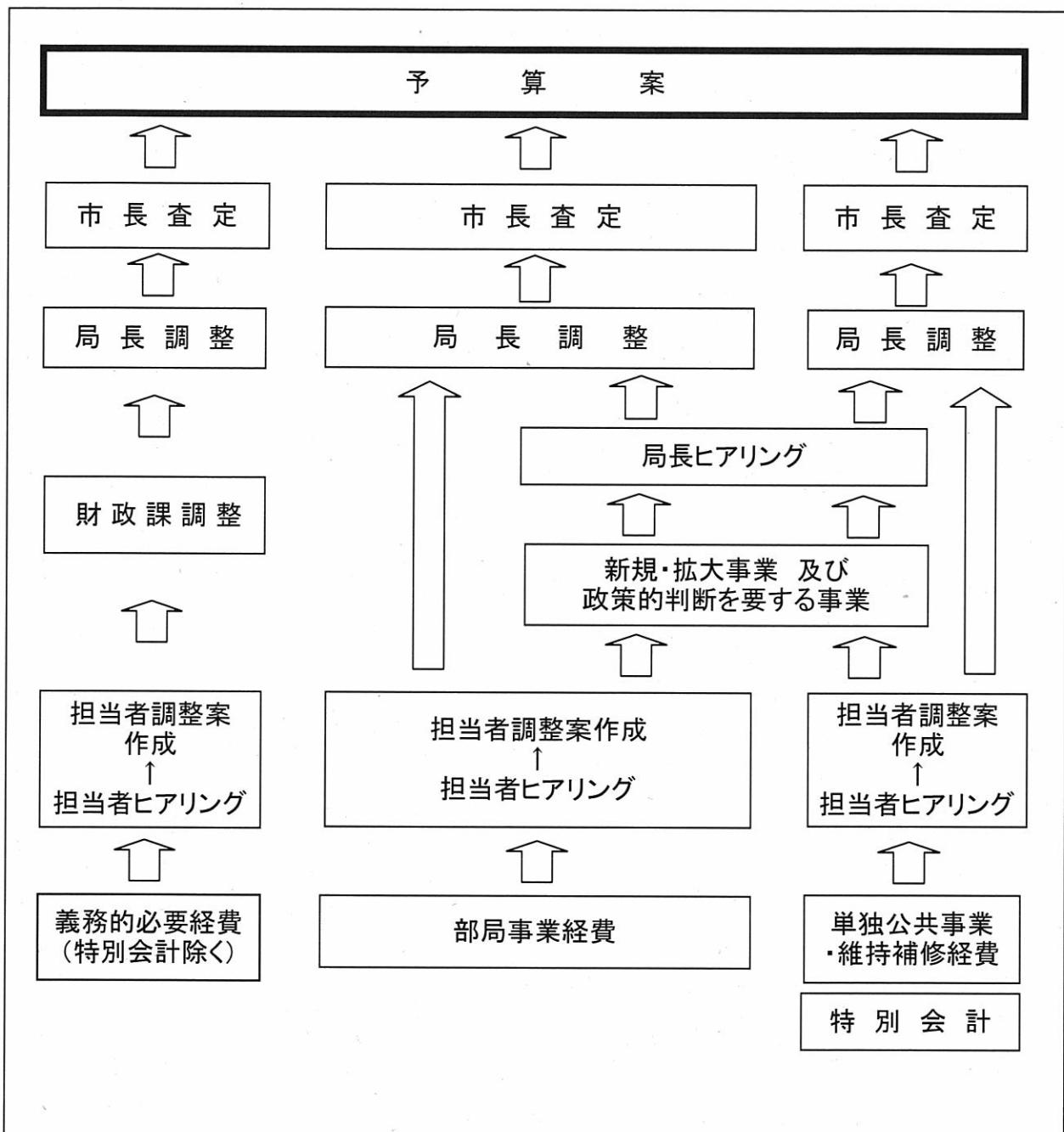
(12) 「行財政改革プラン2011」に基づき、実施項目はもとよりプランにあがっていない事務事業についても、効果的・効率的な運営や民間委託の推進を図るとともに、未利用地の有効活用や各種収入金の収納率の向上による財源確保などに努めること。

(特別会計・企業会計等)

(13) 特別会計、企業会計については、独立採算の原則に則り、一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め、業務運営の一層の合理化及び健全化を図ること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、特別会計、企業会計はもとより、一部事務組合や外郭団体を含めた財政状況の報告等が求められていることを十分に踏まえ、本市の予算編成方針を徹底するとともに、提出された要求内容を各部署で必ず精査して要求すること。

以上のこととを理解のうえ、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況を十分認識し「平成24年度予算編成要領」に基づき的確な予算要求を行うよう、命により通達します。

予算編成(調整・査定)の流れ図



別表 義務的必要経費

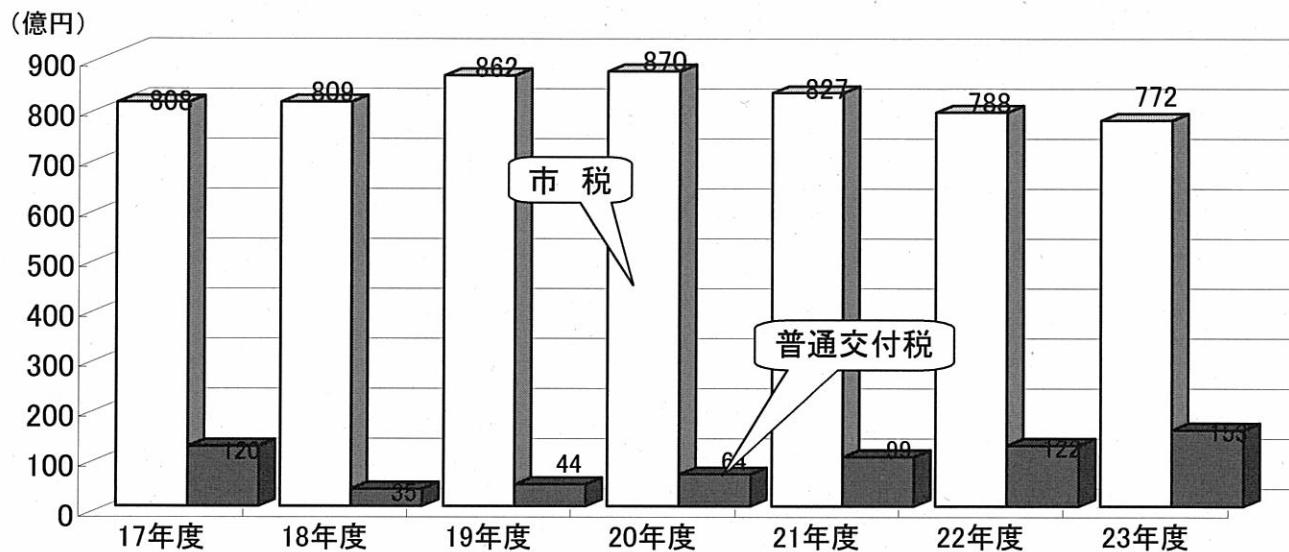
1 一般会計

費目等	項目
(節) 報酬	報酬（各種委員会・審議会等委員報酬は除く。非常勤職員等報酬は人事課、一般廃棄物対策課、教育総務課、市民学習センター要求分に限る。）
(節) 給料	給料
(節) 職員手当等	職員手当等
(節) 共済費	共済費（上記報酬、給料にかかるもの）
(節) 恩給及び退職年金	恩給及び退職年金
(節) 扶助費	扶助費（国・県補助事業及び一般財源化分）
(款) 公債費	
(節) 委託料	・平成24年度から実施する民間委託を推進するための経費 ・「予防接種費」や「健康増進事業」などの扶助費的な経費
(節) 負担金補助及び交付金	県工事負担金、一部事務組合等への負担金、利子等補給金
(節) 貸付金	
(節) 補償補填及び賠償金	損害賠償金、公社等償還に対するもの
(節) 償還金利子及び割引料	
(節) 積立金	
(節) 公課費	
(節) 繰出金	特別会計・企業会計への繰出金
(項) 選挙費	直接選挙の執行に要する経費
(款) 災害復旧費	
(款) 予備費	
債務負担行為によるもの	事務機器等借上料を除く。ただし、情報政策課及び教育総務課（情報学習センター分）のコンピュータ等機器借上料は義務的必要経費とする。

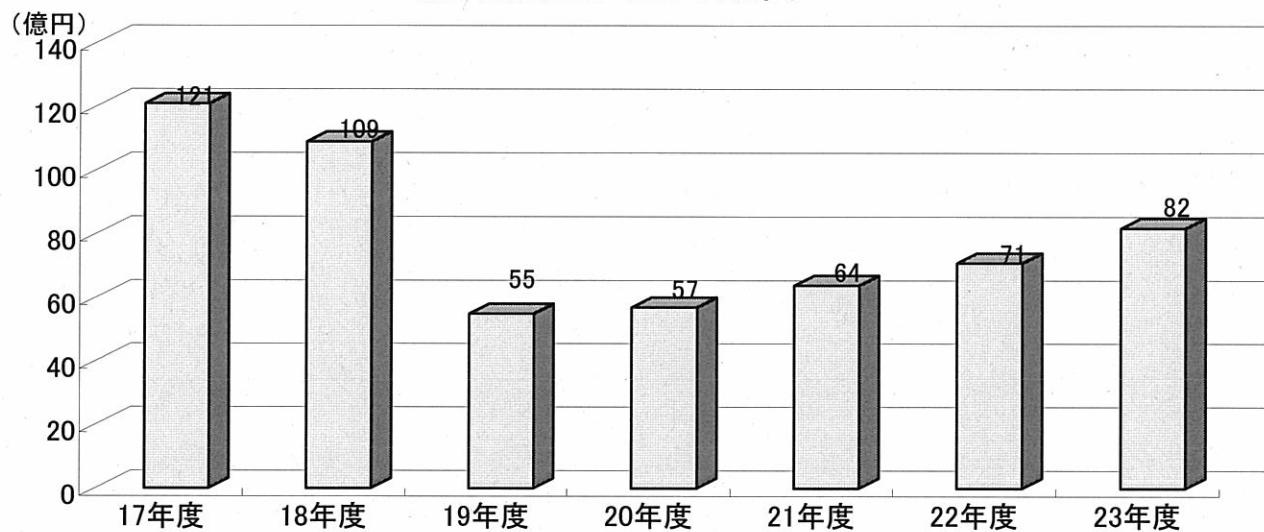
2 特別会計（特別会計の要求区分は「義務的必要経費」とする。）

※平成23年度は9月追加補正後予算額

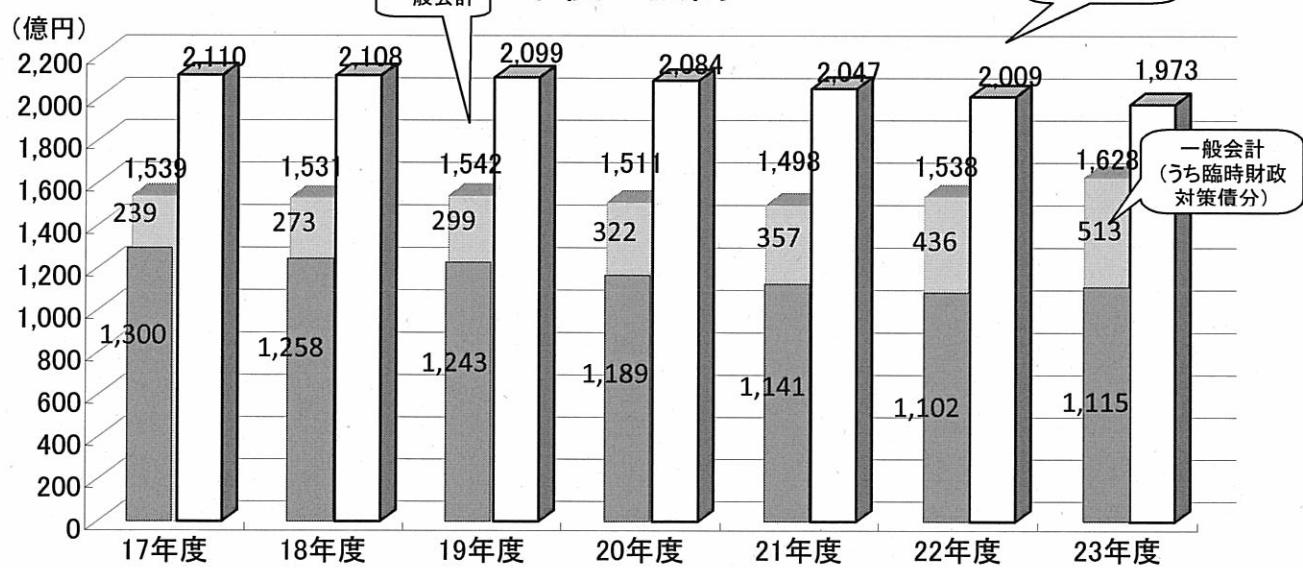
市税及び普通交付税の推移



財政調整基金の残高

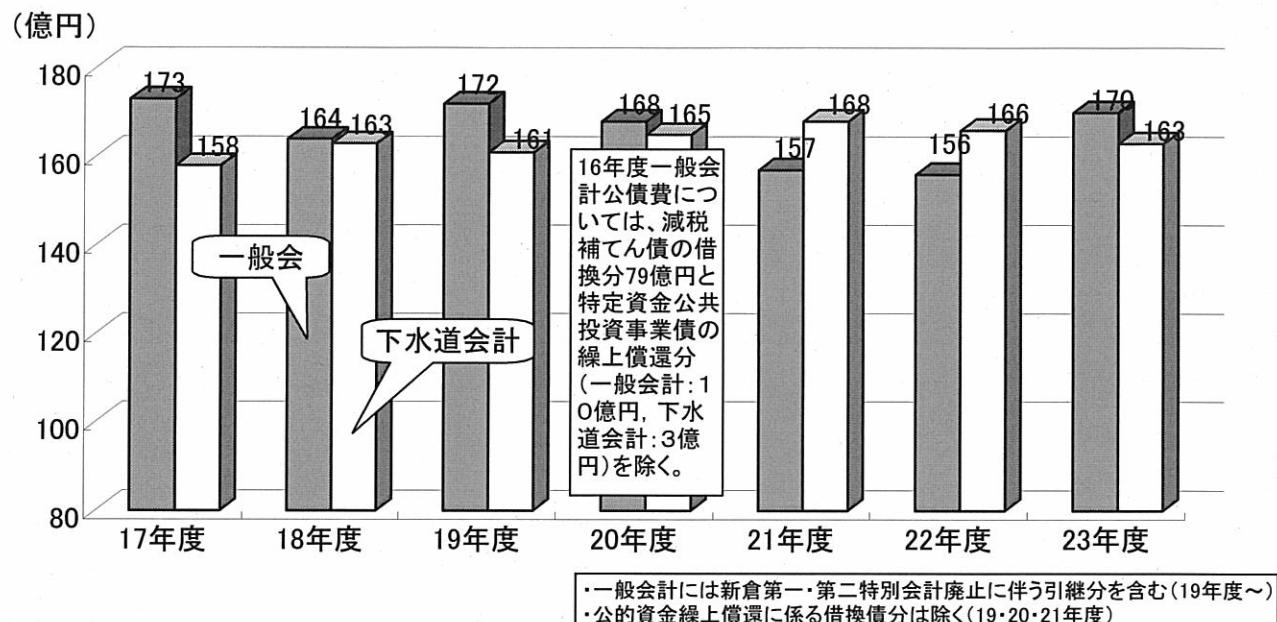


市債の残高

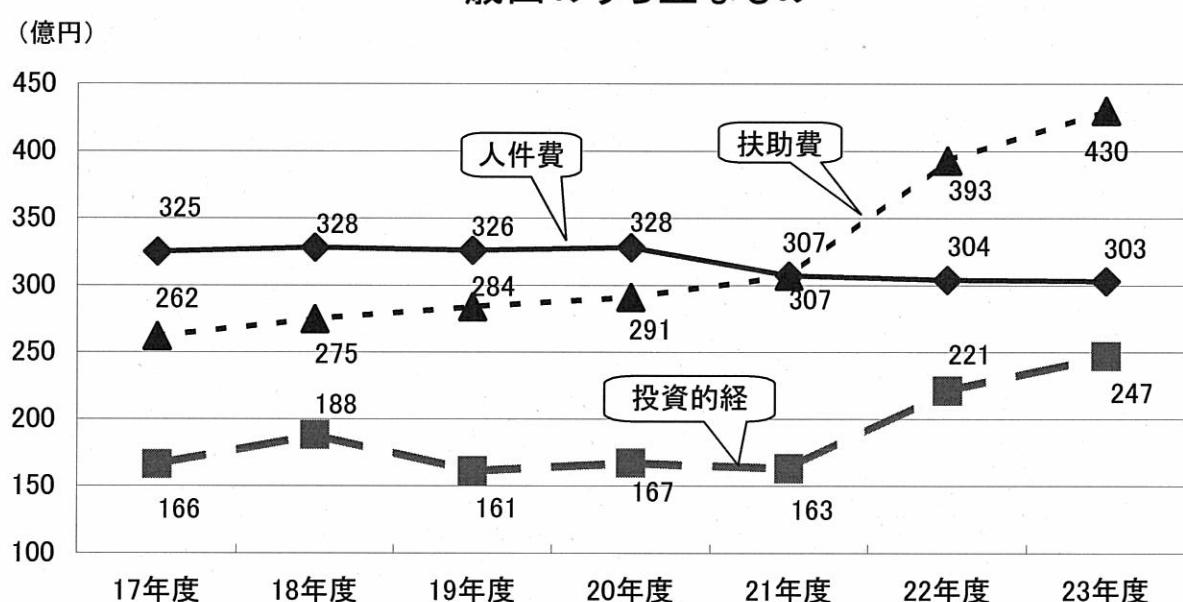


・臨時財政対策債：国の財政上の都合により普通交付税の代替財源として発行された市債で、元利償還金が、後年度全額交付税措置されるため、実質的には市の負債とならないものです。近年、国が発行額を増加する措置を実施しているため、残高も大きく増加しています。

公債費の推移



歳出のうち主なもの



財政指標の推移

